

令和6年福井県議会6月議会報告

# 予算決算特別委員会 北川 総括質疑より

# 1 「国費受入れ不備」について

6月 北川 予算決算特別委員会質疑 まとめ

先日の「国費受入れ不備」の報道は、県民の誰もが驚きと衝撃をもって受け止めました。ミスは、誰にでも起こす可能性があります。ただ、それを防ぐのが組織であり、体制なのだと思います。しかもそれが行政となると、県民の血税がかかってくるだけに、理事者の予算策定や監査体制、議会への不信にもつながりかねない大きな事案になってしまいます。今後の再発防止の体制を心から願うものであります。

質問① 今回および過去3件に関して、これまで公表せず、議会への報告もなかった点について、知事の見解を求める。  
また、同様の事案が起きた場合の対応、今後の具体的な再発防止策を伺う。

**【総務部長】** マスコミが先行とおっしゃった件についてでございますけれども、今回の漁港の案件につきましては、私共、先ほども申し上げました通り、国庫の歳入漏れが発覚した段階でそのあと、水産庁への話し、それから関係部局への話しと、いろんなことを進めてまいりました。その協議をして、まだいろんな話が経過中ではございました。はっきりと全体像も見えていないという状況もある中で、いかにして財源を取り返すかということをしてしながら、その経過報告も含めて本来議会にはきちんと報告すべきものと考えて、直近の議会が6月議会で、産業常任委員会の方で報告させていただいた。ただ、その前に一部の報道がどこからか情報を入手されて、報道されたということでございまして、私共のほうは議会にちゃんと報告したいということを思っておりましたということをお伝えしたいと思います。  
また、30年の案件につきましても、私共のほうも今回の漁港の案件があった中で、併せて報告するかどうかということを検討していると、そうした最中で、こちらからマスコミの報道が先行してしまったということ、そういった点でいろんな不手際がありましたことは本当に申し訳なくお詫び申し上げたいと思っております。

**【知事】** 経過について、今申し上げた通りでございますけれども、いずれにいたしましても、平成30年の案件、これについては、その対策のほうに集中していて、組織の中からもそういった公表の話が無かったと、私もその点に思いが至っていなかったという点について、大変申し訳なく思っているということでございます。  
それから、その他3件というお話もございましたけれども、その他の2件については、私のところにも話が上がっていなかった部分もございまして、知らなかったというところではございますが、これについても、本来であれば少なくとも私のところに事案として挙がってくるべきものであったということではございまして、そういう意味では組織のマネジメントができていなかったという点について反省をし、お詫びを申し上げたいと考えているところでございます。  
いずれにしても再発防止につなげていくことと、組織体制、この部分がお話に出ておりましたので、その部分でもこれからの形を、体制を期待したいと思います。

## 2 新幹線開業後の「二次交通」について

新幹線とのかかわりの中で、二次交通や公共バスの重要性と現状の中から、運転士不足を改善することが喫緊の課題であることを多くの議員が指摘し、県民の抱えている大きな課題であることが改めて浮き彫りとなりました。

そのような中で、6/27に開催された、県や市町、バス事業者などをつくる「バス専門部会」では、県が各事業所から申し出を受けた見直しの対象路線を報告しました。それによると、京福バスが10/1のダイヤ改正で減便や廃止の検討対象としているのは6市町の21路線という。同社が7市町で運行している45路線の半数近くが対象となっているとのこと。

質問① 県として、このたび報告があった路線について、その廃止や減便がなされた場合の市民生活の影響について、どのように把握しているのか伺う。

**【新幹線・交通まちづくり局長】** 6月27日のバス専門部会におきまして、事業者の申し出も受けまして、路線減便等の可能性のある継続して協議すべき路線を報告したところでございます。これにつきましては、6月1日に実施されました減便等の規模を上回る見込みでございまして、利用者にとって日常利用の便の変更とか、移動手段自体の変更など、県民の生活に少なからず影響があるものと認識はしております。

ただ、このため、県としましては、事業者、市町、国の福井運輸支局とともにワーキンググループをすぐ設置いたしまして、この中で事業者から申し出のありました見直し検討路線につきまして、1路線1路線、路線ごとに関係者間で利用状況、また市町の意向、例えば朝、夕方の通学時間等の減便は回避したらどうかとか、そういった協議をして、共有して、少しでも県民生活への影響を少なくできるよう協議を今進めているところでございます。

質問② 廃止・減便は最後の手段であるのは間違いないが、バス専門部会の中で、それを回避するための手立てやアイデアとして、どのようなことが協議されたのか、また、その中で、県ができることとして、提案されたものは何か、伺う。

**【新幹線・交通まちづくり局長】** 6バス専門部会の下部組織にワーキンググループというものを位置付けておりますけれども、事業者ごとに5回これまで開催しております、ここで出てきました内容といたしましては、運転士の確保策として処遇改善が重要、行政が支える必要があるという提案がありました。それで今協議を続けております。また、再就職先として退職前後の公務員への斡旋をしてほしいとか、路線バス事業者に限定した運転士募集を行うべきといった提案もありまして、県としましては、市役所では先行してやっておりますけれども、県職員の現職、例えば60歳直前の方とかOBの方にも声をかける準備をしております。それから、運転士募集についてインパクトのある新聞広告も打っております、迅速に対応しているところでございます。

また、路線の維持について、バスに代わる移動手段の確保が必要であるとの提案もございました。これについては、個別に事業者と市町で協議をしております。部会では、こういった協議内容を報告したところでありまして、今月下旬に予定しております人材確保緊急対策会議、これは5月に急遽開いた会議でございますけれども、これと法定のバス専門部会も開きまして、関係者一同に協議をしまして、運転士の確保、路線の維持に向けた対応を検討してまいります。

質問③ 根本的な問題である「運転士の処遇改善」に対して、どのような手立てをもって臨んでいくのか、方向性を伺う。

**【新幹線・交通まちづくり局長】** バス運転士の賃金水準につきましては、事業者において引上げの努力は行われておりますけれども、やはり全産業の平均に比べ低い水準にとどまっております。  
先月京福バスが緊急的に実施しました路線バスの廃止・減便については、運転士の突発的な大量退職が要因であったために、5月28日に緊急対策会議を開催しまして、ここでも給与の引上げなど処遇改善の必要性について意見交換を行いまして、先ほど申し上げましたワーキンググループでも検討をしております。  
運転士の処遇改善については、事業者に利益が残って、給与アップにつながる仕組みが必要と考えております。  
国に対しても要望しておりまして、国庫補助金の算定根拠の人件費相当分を政策的に引き上げて、賃上げに繋がる制度の創設を求めてきておりますし、今後も求めていきます。 県としても、処遇改善につながる行政支援の枠組みの方向性を示せるように、引き続き検討を進めてまいります。

### 3 「アリーナ問題」について

アリーナ建設における議論の中で、財源的にも、運営面でも、いろいろな不安が払拭されていないのを感じます。整備費との関連の中で、今後の運営が明確にならない中で、公費を投入することに、多くの県民が不安を感じている表れでもあると感じますし、それ以前に、県民自体がこの問題点を把握しきれていないのを感じます。このような状況下で、県民を置き去りにした事業へ血税を投入していくことは、将来的に大きな問題に繋がっていくことを懸念するところです。

質問① 今、混とんとしているアリーナの問題に対して、県として、県民に対し、課題と論点を整理して伝えていく必要があると考えるが、知事の所見を伺う。

【知事】 現在の段階は、経済界から基本計画案が出てきたと、こういう状況でございまして、私どもも含めて、その内容についてさらに詳しく話を聞かせてほしいというようなことも申し上げながら進めているところでございます。

一方で、今、県もしくは市が、直接何か歳出予算を持っているということとはちょっと違っておりますので、これが大体今後のスケジュール的にいえば、来年度の当初予算の中で、そうした応援をするということであれば、予算措置が出てくる。その前に、国に対して申請するかどうかとか、こういう判断を年内ぐらいにしていくときが来るのではないかと思いますので、そうしたタイミングを見ながら中身を詰めていくということは必要だと思っております。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、にぎわいづくり、この56億円、58万人の人出とか、こうしたまちなかににぎわいを作っていく、それから運営を民設民営でやっていって、それで民間のほうで責任を持って運営していこうということを、単にあるSPCの会社（特定目的会社）が何か言っているということではなくて、経済界全体で支えていくと、こういったことも言っていたいただいているわけでございますし、市議会の中でも、徐々に前向きに、例えば議長さんは「やるからには成功させるための議論をしていこうという段階に入った」こういうようなご発言もされているというような状況でございます。

そういうことで、県民への説明ということでございますけれども、今後経済界から、詳細な利用料金とか収支計画、こういったものが示されてくる。それを早く示すように我々も申し上げていきます。こういうものを出していただくから、収支の見通しであるとか、利用の想定であるとか、それから経済波及効果、交通の対策、こういった点についてお話を聞いて、有識者の方の意見なんかも聞きながら、議会への説明、それから県民へもわかりやすく伝える、こういったことのために、市とともに内容について精査もしていきたいというふうに考えております。

## 4 「教育問題」について

### (1) 本県の教職員の採用について

教職員の採用においては、教職を目指す人材に対して教育者としてリスペクトし、その一人一人の個に応じたキャリア構築のために寄り添うことが重要であり、その姿勢が認知されることが、受験者の増加には不可欠な要素であると感じます。ここでは、その姿勢について伺います。  
平成29年度再任用選考試験不採用にかかる裁判で、「再任用の選考が恣意的で不合理であった」とされ、令和5年3月に敗訴という結果となったことは、大変残念であり、教育界全体の不信に繋がるものでもありました。重要なのは、再発防止のために、どのような手立てをとり、どのように示していくかという点です。

質問① 教職員の採用面接等を携わる職員に対し啓発や研修を徹底するなど、再発防止に向けて、教育庁として、どのような改善がなされたのか伺う。

【教育長】 先般の判決の中で、選考が恣意的で不合理であったという指摘を受けたことについて、真摯に受け止めているところでございます。

再任用選考につきましては、以前は面接試験と勤務実績等により総合的に判断するという方法でしたけれども、令和2年度からは、これまでの実績を最大限に評価すべきではないかという考え方から、面接試験を廃止する形式に変更したところです。  
また、新採用のほうですけれども、教員採用選考試験におきましては、面接員を対象とした事前研修の実施ですとか、民間企業の方を面接員に加えるなどの取り組みを行ってきておりまして、引き続き公平・公正な採用に努めてまいります。

質問② 来年度の教員採用選考試験の日程を含め、受験者増加に向けて現時点での方向性について、その所見を伺う。

【教育長】 令和7年度採用選考の教員の出願数、そして志願倍率ですけれども、614名、そして倍率が約2.34倍という状況でございます。

やはり減少傾向が続いているという状況です。今、日程の話がございましたけれども、教員採用選考試験の日程は、文部科学省が5月11日という基準日を示しておりますけれども、今おっしゃっていただいたように、教育実習が6月に実施しているということもございますし、それから教員を目指す方が民間企業と併願しているのかどうかといった状況、そして、講師の方は授業をしながら試験を受けるということですので、新年度に入ってすぐ試験ということに対して、こういった影響があるのかということで、様々な関係者の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

受験者増加に向けては、今回の議会で様々な課題が指摘されたわけですけれども、私としては、受験者の確保に向けては、教職の素晴らしさですとか、やりがいといったポジティブなイメージを発信していくことも重要かなと考えております。そのため、教員志望者に向けました説明会の開催ですとか、若手教員の仕事を紹介する動画を作成し、PRするなど、周知に努めてまいりたいと考えております。また、教職経験のない教員免許を持っておられる方の掘り起こしについても併せて実施していきたいと考えております。

## (2) 本県の不登校への対応について

全国的に不登校が大きな課題となっている中、それぞれの自治体がその支援の在り方を模索しています。国も不登校支援校 学びの多様化学校 さらには、各校内に「サポート教室」「チャレンジ教室」といった「不登校の子どもたちへの教育の場」を立ち上げつつあります。本県でも、いろいろな体制が整えられている中、世田谷区と比べて、気がかりな点が2点あります。

質問① 様々な課題を抱える児童生徒の支援において、学校復帰よりも自主的な生き方の支援が大切であることを共通理解する必要がある。本県における校内サポートルームの意義・目的はどこにあるのか教育長の考えを伺う。

【教育長】 不登校支援につきましては、子どもの気持ちや状況に応じて一人ひとりに合わせた対応が必要であり、学校のみならず子どもたちが安心して過ごせる場の確保が重要だと考えております。今年度より、県内小中学校50校に校内サポートルームを設置しております。学校からは、「大人数の中にいることに不安を抱えていたが、サポートルームで支援員とともに安心して穏やかに過ごすことができている」ですとか「支援員とこれまでの学年の復習や、丁寧な個別学習をしたことで、学習に対する不安が少しずつ解消されてきた」などの報告を受けているところでございます。校内サポートルームの設置によりまして、これまで以上に一人ひとりに寄り添った支援が可能になっているというふうに考えておりまして、今後も関係者が協力しながら子どもたちの自主性を育み、社会的自立につながるよう努めてまいります。

質問② 校外のフリースクールやチャレンジスクールなどといった、不登校や引きこもり、学校に馴染めないなどの課題を抱える子どもに、安心できる居場所が必要と考える。本県における小中学校卒業後の居場所確保の方向性について、県の認識を伺う。

【健康福祉部長】 現在、不登校あるいは養育環境に課題を抱えて家庭や学校に居場所のない子どもに対しまして、県内では各地域のフリースクールにおいて学習活動や教育相談、体験活動などの実施をしております。また、県のひきこもり地域支援センター、これは総合福祉相談所の中にございますが、そこでは相談対応やフリースペースの提供を行っているところでございます。さらに今年度から児童福祉法改正によりまして、「児童育成支援拠点事業」が創設されました。その内容といたしますのは、市町が実施主体となりまして、学習支援や進学をサポート、課外活動によりまして社会参画、保護者への相談支援等を内容とするものでございます。現在県内では1カ所が実施をしております。不登校やひきこもりなどの課題を抱える子どもの居場所が不足しているというお声もありますので、県ではこの事業の拡大が必要だと考えております。受け皿の確保が課題となってまいりますので、今後市町に実施を働きかけるとともに、県が児童養護施設等の活用など市町と調整いたしまして、居場所の拡充を図ってまいりたいと考えております。

### (3) 鯖江市の重大事態 調査報告書について

鯖江市の重大事態の第三者調査委員会の結果が公表されました。私も、概要版を読ませていただきましたが、「第三者調査機関」という公平な視点が随所に感じられるもので、報告書として素晴らしいものと感じます。

ただ、残念なのは、報告書の中でも指摘されていたように、その第三者調査委員会が動き出すまでの、学校や教育委員会の対応の遅さです。もっと、早期に、つまりは、被害生徒が中学校を卒業するまでに適切な対応がなされていれば、違った進展があったのではと、大変残念な思いも残ります。

教育の重要な視点は、少しでも良い方向を目指し、一つの事案から学び、再発を防いでいくことです。そのためには、一つひとつの事案に対して、丁寧な説明と理解を得る必要があります。その点から、今回のような大きな事件対応の記録が蓄積・記録され、そこからの反省や対応の改善について、しっかりと次に生かしていく姿勢は必要であると考えます。

質問① 鯖江市の第三者調査委員会が示した再発防止対策について、校内の体制や組織、対応の流れ、他機関との連携の在り方など、県教委として今後どのように対応していく方針なのか伺う。

**【教育長】** 鯖江市では、6月13日に第三者調査委員会の提言がありまして、その翌日14日に、臨時の校長会を開催いたしまして、再発防止策の周知徹底を図ったと承知をしております。

県といたしましても、今月の2日に改めて市町の教育委員会に対して通知を行っておりまして、この中でいじめの重大事態への対応について、学校に対応を一任することなく、当事者として、教育委員会とともに事案対処にあたること、また、重大事態の疑いが生じた時点で迅速に対応すること、また、第三者調査委員会設置に係る規定の整備や予算の確保などの準備を行うことをお示ししたところでございます。

また、各学校に対しましても、いじめの「未然防止」、「チーム支援」、「早期発見」、「再発防止」それぞれの観点から、適切に対応することや、法律やガイドラインの内容について、校内研修等であらためて確認することなど通知をしたところでございます。

引き続き、市町とともに適切な対応に努めてまいります。

質問② 重大事態等の事案が発生する前に、メンバーの設定を含めた体制を準備していくことに対しての見解を伺う。

**【教育長】** これまで県では、本年の2月そして5月の市町教育長会議におきまして、こうした重大事態が生じた際に、速やかに対応できるよう、第三者委員会設置のための規定の整備や予算の確保、そして平時からの調査委員会の設置など、事前準備に取り組むよう繰り返し求めてきております。

先ほどご答弁申し上げたように、先日改めて市町の教育委員会に対しまして、その必要性について通知をしたところでありまして、引き続き、適切に準備を進めるよう周知徹底を図ってまいります。



鯖江市の調査委員会報告書の中に、学校内での「学年による抱え込み」と指摘されたものがあります。改善すべき学校文化と言ってもよいのかもしれませんが。一番難しいのは、この部分の改善なのだと感じます。

また、学校と市町教育委員会の関係性においても、不都合な点はできれば伝えずに済ませたいとする体質が残されているのも気がかりな点です。市町教委と県教委の間にも同様のものがありはしないかという懸念は、未だ払拭されないのが現状なのだと思います。

質問③ 学校内での「学年による抱え込み」や、学校と市町教育委員会や県教育委員会の関係性でも不都合な点は伝えずに済ませようとする背景について、この点を改善していくためにどのような取組みを進めようとしているかを伺う。

**【教育長】** いじめなど、学校内で問題が生じた場合には、管理職を含めて学校全体で取り組むことですか、市町教育委員会そして県に対しても速やかに情報共有するなど、それぞれが協力しながら対応していくということが重要であると考えております。県としても、先日、市町教育委員会や各学校に対しまして、いじめの認知数というのは、子どもたちに寄り添った数であるというふうに考えて、積極的に認知をすることですとか、また、その学校内で担任や学年で抱え込むことなく、管理職や学年主任、生徒指導主事に報告して、組織的な対応につなげることなどを改めて求めたところでございます。

引き続き、学校と市町教育委員会、そして県の教育委員会が連携して取り組めるよう、適時適切に相談ができる、風通しの良い関係づくりに努めてまいります。

### 【所感】

2月議会の総務教育常任委員会で、時系列での簡単な報告はなされてはいるものの、不透明な状況です。時間が延びるほどに、調査は難しくなり、第三者調査委員会の負担も大きなものとなります。その間に、新たな事案が発生することにもなれば、大混乱を招く可能性もあります。

今回は、鯖江市での重大事態の対応について、調査委員会の報告書を前提としてとりあげましたが、2022年度に重大事態と認定されたものは3件でした。それぞれの保護者の意向や被害性の思いを尊重した誠実な対応のもとに、再発防止に向けての取組みが進められていくことを願いたいと思いますし、調査中の重大事態についても一日も早い調査委員会からの報告を待ちたいと思います。

## 5 敦賀港の特定利用空港・港湾指定について

空港や港湾といった公共インフラの整備は、一昨年12月策定の国家安全保障戦略に明記された防衛力強化を補完する4分野の一つともなっています。公共インフラ施設を防衛目的で活用するには、地元自治体の理解が欠かせません。現行法では、平時に自衛隊や海保がインフラを優先して使う規定がなく、利用する場合は管理する都道府県などに申請しなければならないとしています。

2月議会において、敦賀港の指定については、県議会や県民への丁寧な説明が必要であると考え、透明性かつ慎重な対応を求め、知事の所見を伺い、知事からは、「県議会であるとか敦賀市、港湾の利用者、こういった方々への説明も必要だと認識いたしておりまして、他県の動向も注視しながら国と協議を進めてまいりたいと考えている。」との答弁があったと記憶しております。

その中で、報道が先行した点もあったのだと思いますが、令和6年4月1日発表の特定利用港湾のリストからは、外れていたこともあり、敦賀港の指定は無くなったものと感じておりましたが、今回、県としての対応方針が示されました。

市民の中で、まだ、その内容や事実に対しては認識されているとは感じられませんが、敦賀港に関わる多くの企業や市民、労働者に関わる重要な案件であると考えただけに、県議会や県民への丁寧な説明は当然必要ですし、以前述べたように、透明性かつ慎重な対応を求めるところでもあります。

質問① 敦賀市、港湾の利用者への説明等、透明性は今後どのように担保されるのか、丁寧な説明に向けた今後のスケジュールを伺う。

**【知事】** 特定利用港湾につきましては、国から2月に敦賀港の指定に関して申し入れがあって以降、4月中旬には地元敦賀市に対しまして、想定される利用形態や調整方法等について直接説明があったところでございます。

また、県におきましては、5月中旬に敦賀港を利用している事業者に対し、制度の概要、想定される利用形態等につきまして説明をしたほか、国が3月に公表しました取り組みに関するQ&A、こちらを県のホームページにおいても周知をしているところでございます。

また、特定利用港湾となった際には、具体的な訓練情報等についてもお知らせをし、丁寧な説明に努めていきたいと考えてございます。

今後は、改めて敦賀市や港湾利用者の意見を確認した上で、敦賀港鞠山南の岸壁延伸事業などの促進につながりますよう、国の来年度予算の概算要求のスケジュールを念頭に置きまして、国との確認事項の取り交わしに向けて、協議を行っていききたいと考えてございます。

先日の田中宏典議員の一般質問において、原子力発電所の武力攻撃への対応や嶺南地域への自衛隊誘致について質問がありましたが、嶺南に住んでいる者にとって、誰もが感じている不安であるのは間違いありません。

質問② 総合的な防衛体制の強化の一環として、敦賀港の特定利用港湾の対応が議論されているが、県は原子力発電所への武力攻撃に対する万全の措置として、嶺南地域への自衛隊誘致を行っていることもあるので、今回の「敦賀港」の特定利用港湾の位置づけについての知事の認識を伺う。

**【知事】** まず、特定利用港湾の枠組みと申しますと、今の港湾法の範囲の中で民生利用を主として、自衛隊とか海上保安庁、こういったところが平素の訓練をスムーズに行う、そのために指定をしていくというふうに認識をいたしております。また一方で、鞍山南岸壁の延伸をお願いしております。これなどの事業を円滑に進めていく、さらによりスピードアップをしながら整備が進んでいく、そういったメリットも考えながら検討をしていくというところでございます。自衛隊の訓練につきましては、例えば輸送艦なんかを使って、住民を避難するとか、または車両とか隊員とかを運ぶ、こういったような訓練も行われるというふうに伺っておりますが、例えば能登半島地震の時にも、お風呂を敦賀港で上げて輸送をするといったようなことも行われました。こういった、日頃から現場を使って、敦賀港を使って人やモノを運ぶということが、実際の災害なんかの現場でも生きて、救助とか避難、こういったことにも効果があるんじゃないかというふうに理解をしております。

嶺南地域への自衛隊の誘致につきましては、防衛省からは、すぐに人員をそこに充てるということは難しいというような回答をいただいておりますが、一方で全てのあらゆる事態を想定しながらこれからも嶺南地域での訓練を行っていくと、こういったようなことも伺っているところでございまして、そういう意味では、今回の特定利用港湾の指定といったことについては、その方向に沿った形なのかなというふうに理解をいたしております。

## 6 介護人材の確保について

代表質問の中で、介護の課題について取り上げましたが、介護人材確保の点から、県民の不安を払拭するまでに至らなかったため、再度、この場で取り上げます。先日、令和6年から令和8年を計画期間とする「福井県高齢者福祉計画・福井県介護保険事業支援計画」が届きました。その内容は、これからの介護に関する見込み数等の貴重なデータに基づいたもので、これからの介護サービスの状況を詳細に示したものでした。誰もが、必ず関係していく「介護」であるだけに、今回、介護福祉士確保の視点から、質問と提言をさせていただきたいと思えます。

質問① 今後の本県の要介護認定者数との推移、介護従事者の充足数について、率、伸び率、人数といったいろいろな指標が示されているが、人数として一本化することで示していただきたい。

**【健康福祉部長】** 昨年度までの第8期の介護保険事業支援計画の最終年度となります令和5年度におきましては、要介護認定者数は43,521人の見込みに対しまして、実績は42,023人となっております。約1,500人の減となっております。また、介護職員数は12,096人の目標に対しまして、実績は11,796人で、300人の減となっております。充足状況につきまして、介護職員1人当たりの要介護認定者数で見ますと、計画値では職員1人当たり介護が必要な方3.6人に対しまして、実績値は職員1人対しまして3.56人となっておりますので、計画で見込みました必要な介護職員は確保できていると考えております。今後の見込みにつきましては、現行の第9期計画の最終年度となる令和8年度におきまして、要介護認定者数は42,973人の見込みとなっております。3年間で950人の増加、そして、介護職員の目標数は12,349人となり約550人の増員が必要となる見込みでございます。

質問② 介護人材の増員に向けた現時点の進捗を伺うとともに、具体的な確保スキームを伺う。

**【健康福祉部長】** 前回の第8期計画では年間約200人の介護人材の増加を目標としておりました。最終年度の令和5年度では、県が育成しましたタイ技能実習生13人を県内7施設で受け入れましたほか、ちょっと就労によりまして73施設で108人が採用されております。また、「人手不足業就職チャレンジ奨励金」を活用いたしまして、新たに32人が介護職員として雇用されるなどして、計192人が雇用されております。現行の第9期計画では、令和8年度までに年間約180人の増加が必要となります。内訳といたしまして、新規あるいは中途採用、そして外国人の介護人材、ちょっと就労、これらによりまして、それぞれ1/3ずつ確保していくこととしております。今年度は、新たにミャンマーから13名の受入れを始めるほか、現役介護職員が小中学校の授業で「介護の魅力発信アドバイザー」として、介護の仕事の魅力を発信し、興味・関心を持ってもらう取組みを行います。さらに、今月11日には、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」を開設いたしまして、介護ロボットやICT機器の導入・活用等による業務改善を進めるなど、職員の負担軽減や、介護現場の働く環境、魅力向上を図ってまいります。

資料として示して介護福祉士養成校の現状を示を見て分かるように、養成校の経営は大変厳しくなっており、本県でも現在3校となっています。また、介護福祉士を目指す日本の学生は着実に減少しています。

今や、日本の未来の介護は海外からの留学生に頼らざるを得ない状況です。しかも、その留学生確保も厳しい状況になっていくというのが現実です。海外からの留学生は、1年半から2年間は日本語習得のための学習をしています。その後、あるレベルの日本語能力を得た後、介護のカリキュラムに入っていきます。日本語の学習段階から、介護施設との連携がなされ、放課後、それぞれの介護施設でのアルバイトで生活費を得ていますが、アルバイトの制限もあり、生活的には、決して余裕のあるものではありません。

介護の学習に入った段階で、県社会福祉協議会が実施主体である「介護福祉士等修学資金貸付事業」や、県の「外国人介護福祉士確保促進事業」といった制度は準備されているものの、申請しても全員が受け取ることができるわけではないのが現状です。

特に、「介護福祉士等修学資金貸付制度」は、介護福祉士または社会福祉士の資格取得を目指す方々を対象に、修学資金を無利子で貸与しており、卒業後に介護福祉士として、介護業務に5年間勤務することで返済が全額免除といったもので、負担割合は国が9/10、県が1/10となっていますが、令和5年度は希望者が多く、希望者全員が支援を受けられなかったと聞いており、その拡大を求める声も大きなものです。

質問③ 「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、令和5年度は、なぜ希望者全員が支援を受けられなかったのか、今後の支援拡充を求める。

**【驚頭副知事】** ご指摘をいただいたこの介護福祉士等修学資金貸付制度でございますけれども、3年ごとに貸付枠を設定した計画を国に示しまして、この計画に基づき支援を行っているものでございます。令和4年度から令和6年度につきましては、直近数年の実績数によりまして、20人程度の貸付枠としていたところでございますが、ご指摘のように令和5年度につきましては、外国人留学生の申込者数が前年度に比べて倍増するなど、大きく増えたことによりまして貸付者の選考を行ったということでございます。

なお、貸付を受けられなかった外国人留学生に対しましては、本県独自に実施している養成校と県との折半による学費免除制度を活用するというのを、養成校に働きかけているものでございますが、ここの貸付枠の見直しというのが必要だというふうに思っております。

令和7年度の修学資金貸付につきましては、今年度、新たな貸付計画を国へ提出するという予定でございますので、養成校の留学生受入れ見込みやあるいは県内の介護施設のニーズをしっかりと調査した上で、必要となる十分な貸付枠の拡充を検討してまいりたいと思っております。

### 【所感】

令和5年度の予算決算特別委員会における、健康福祉部の指摘・要望事項として「介護職員処遇改善支援補助金事業については約1.6億円もの不用額が生じており、理事者の取組が十分であったとは言えない。介護職員数の目標を達成できるよう、人材の確保に向けた取組を強化されたい。」とあります。この不用額を介護福祉士等修学資金貸付制度に充てられるのかどうかを見直すことも、是非検討いただきたいところです。